

令和3年度登録スポーツクラブ実施要項

1. 主 旨

スポーツクラブの登録制度は、市内のスポーツクラブの育成とスポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

2. 登 録 条 件

- (1) クラブ員は原則として18歳以上の能代市民もしくは市内に勤務している方であること。
- (2) 月に1回以上のスポーツ活動を行うこと。
- (3) 10名以上のクラブ員で構成すること。
- (4) クラブの規約を定めること。
- (5) スポーツ傷害保険（任意保険）に必ず加入すること。
- (6) 地域のスポーツ振興活動に協力すること。

3. 登録手続きについて

(1) 申請期限

令和3年2月19日（金）期限厳守をお願いします。

※期限後の申請は一切受け付けられません。

(2) 提出書類

※後期のみの方もお申し込み下さい。

①登録申請書

後期のみの方は前期なしと申請して下さい。

②令和3年度活動計画書

③クラブ員名簿

④クラブ規約（新規のみ：様式任意）

※継続登録の場合はクラブ規約を省略します。

※必要に応じ活動報告書を求める場合があります。

(3) 認定審査

※認定された場合、登録スポーツクラブ代表者会議通知書が3月上旬郵送されます。

(4) 代表者会議（3月中旬～下旬予定）

4. 登録スポーツクラブに加入すると

- (1) 市営体育施設（現在、能代地区のみ）を定期的に利用できます。
- (2) スポーツ行事・講習会等の情報提供が受けられます。

5. 登 録 期 間

登録期間は、登録を認められた日から令和4年3月31日までとします。

6. 登録の取り消し

次の場合、登録を取り消すことがあります。

- (1) 登録スポーツクラブの主旨、条件に違反したとき。
- (2) 体育施設の使用上の注意を守れなかったとき。
- (3) 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
- (4) クラブ員の構成及び活動内容から判断し、利用枠確保を目的とする登録があきらかなとき。
- (5) そのほか、登録スポーツクラブとしてふさわしくない行為があったとき。

7. 問い合わせ・提出先

能代市総合体育館指定管理者 NPO法人能代市体育協会 〒016-0803 能代市大町9番53号
TEL：54-3607 FAX：52-0359 担当：小笠原・大塚